

徳島県告示第五百号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和七年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和七年九月三十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

委託した事務	委託した私人
徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成五年徳島県条例第四号）第十条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務	一般財団法人徳島県観光協会
徳島県立出島野島公園の設置及び管理に関する条例（平成十二年徳島県条例第三十九号）第九条第一項ただし書に規定する使用料の徴収の事務	株式会社コート・ベール徳島
徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第十号）第十条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務	株式会社ネオビエント